

山口市インターネット接続サービス利用規約

シーシーエヌ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）の利用について、以下のとおり利用規約を定めます（以下「本規約」といいます）。なお、本規約は山口市で本サービスの提供を受ける者（以下「契約者」といいます）に適用するものとします。

（適用範囲）

第1条 当社は、山口市と締結している継続的で安定的なサービスを行うための指定管理契約に基づき、山口市が設置した施設を借り受け、本サービスを提供します。

- 2 契約者は、あらかじめ本規約及び本規約とは別に当社が定めるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）とインターネット接続サービスに係わる料金表（以下「料金表」といいます）に同意の上、当社と契約を締結するものとします。なお、本規約と約款が抵触する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約と約款が同時に適用されるものとします。

（規約の変更）

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

（加入の条件）

第3条 当社の山口市インターネット接続サービスを受ける場合、山口市有線テレビに加入していることを条件とします。

（インターネット接続サービスの種類）

第4条 契約者が申込みをすることができるサービスは、料金表に定める山口市インターネット接続サービスに限ります。

（当社が行う契約の解除）

第5条 当社は、山口市との指定管理契約が解除された場合には、契約者との契約を解除することがあります。

（引込線及び端末設備の取扱）

第6条 本サービスに必要な引込線（架空引込～保安器間の同軸ケーブル）及び保安器は山口市が所有し、本サービスの提供に必要な工事は山口市有線テレビの指定する担当者が行い、かかる工事費等は山口市が別途定めた規定に基づきます。

- 2 当社が行う本サービスの提供に必要な工事は契約者回線を終端する端末接続装置の設置工事に限りません。またかかる工事費は契約者が負担し、変更・撤去・再設置に係わる工事費も同様とします。
- 3 契約者は、引込線の敷設及び保安器の設置に必要な敷地・所有物を無償で山口市に提供するものとします。
- 4 契約者が賃借する建物で工事を申し込む場合は、事前に建物所有者の承諾を得るものとし、いかなる場合も山口市及び当社はその責任を負わないものとします。
- 5 本サービスが解約された場合（第5条による解除を含む）は端末接続装置の撤去を当社とするものとし、撤去に必要な費用は契約者が当社へ負担するものとします。引込線の撤去は山口市有線テレビの指定する担当者が行い、必要となる費用は契約者が山口市が別途定める規定に基づき、山口市へ負担するものとします。

(契約者回線の移転)

第7条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

- 2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
- 3 契約者が当社に契約者回線の移転を請求できるのは山県市内への移転のみに限ります。また、当社に請求できる工事の内容は端末接続装置のみの移転に限ります。引込線の移転に必要な工事については山県市が別で定める規定に基づき、山県市有線テレビの指定する担当者が行います。

(工事に関する料金)

第8条 契約者は、本サービスの提供に必要な工事に関する料金を当社に負担します。工事に関する料金は以下に定める金額とする。

項目	金額	記 事
端末接続装置取付費	20,000 円(税込 21,600 円)	ただし、別に示す標準工事の範囲の場合
機器移設工事負担金	5,000 円(税込 5,400 円)	同一建物内でのケーブルモデムを取付場所の移設
解約・解除手数料	2,000 円(税込 2,160 円)	

(利用料等の支払義務)

第9条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した翌月から起算して、契約の解除があった月末までの期間（提供を開始した月と解除又は廃止があった月が同一の月である場合は1ヵ月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料の支払を要します。

平成26年4月1日 現在